

## 令和6年度 中古商品自動車の自動車税（種別割）減免申請について

### 1. 減免要件

- (1) 賦課期日〔令和6年4月1日〕現在、申請を行う販売業者が、自動車登録ファイルに所有者及び使用者として登録されている中古自動車で、商品として所有し、かつ、展示していること。**(車検整備時等の代車として使用した場合、人や物の移動に使用した場合など、運行の用に供した場合は、減免の対象となりません。)**
- (2) 古物営業法の規定により、自動車について古物営業の許可を受けていること。
- (3) 自動車税（種別割）に係る徴収金を滞納していないこと。
- (4) 令和6年度に係る自動車税（種別割）を納期内に納付していること。
- (5) 都税に関して罰金以上の刑に処せられた方または通告処分（料料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受けた方は、減免申請期限時点で、その刑の執行が終わった（執行を受けることがなくなった）日または通告の旨を履行した日から3年を経過していること。
- (6) 都税に係る滞納処分を受けた方は、減免申請期限時点で、その滞納処分の日から2年を経過していること。

### 2. 提出書類

#### (1) **自動車税（種別割）減免申請書（中古商品自動車）**

★ 申請書を一般財団法人日本自動車査定協会（以下、「査定協会」といいます。）ホームページの申請書作成システム（WEB版）で作成し、「都税事務所への電子データ提供について」に同意された方は、電子データの提出は不要です。

（注）E x c e l 版で作成した方は、減免申請書と電子データ（ワークシートを保存したCD又はDVD）を提出。

★ 「減免申請書（控）」は、お手元で保管ください。なお、東京都で收受印押印後返送を希望の方は、切手を貼付した返信用封筒を同封し、送付ください。

#### (2) **商品中古自動車証明書**（査定協会が発行したもの）

- ・ 査定協会への証明書発行申請期間は、令和6年4月1日（月）から同年4月30日（火）までです。  
〔郵送による申請は、令和6年4月30日（火）までの消印有効〕

#### (3) **古物商許可証の写し**

#### (4) **令和6年度自動車税（種別割）納税通知書の写し**（又は自動車税（種別割）納税通知内訳書の写し）

★ 納期限（令和6年5月31日）までに納付が確認できない場合は、**減免申請が不許可となります。**

### 3. 減免申請期限

#### 令和6年5月31日（金）

★ 郵便又は信書便は、消印が減免申請期限までのものが有効。それ以外は、到達日が提出日となります。

### 4. 減免額

自動車税（種別割）年税額の1/2分の3に相当する額

- ・ 4月中の抹消は1ヶ月相当額、5月中の抹消は2ヶ月相当額、6月中の抹消は3ヶ月相当額です。

### 5. 注意事項

（1）道路運送車両法第7条により新規登録（中古新規を含む。）された自動車は、中古商品自動車に該当しません。

（2）申請を行う販売業者が、自動車登録ファイルに所有者及び使用者として登録されている自動車が対象です。

所有者と同一でない使用者が登録されている（所有権留保車を含む。）場合は対象とはなりません。

（3）**所有するすべての自動車の自動車税（種別割）を納期限（令和6年5月31日）までに必ず納付してください。**

- ・ 減免申請した自動車以外の自動車（自社使用車等）を含みます。
- ・ 納期限までに納付していない自動車が1台でもあった場合は、すべての自動車について減免が不許可となります。
- ・ 抹消済の自動車も、納期限までに年税額または月割税額を納付してください。
- ・ 減免が決定した自動車は、減免額を後日還付します。

（4）例年、賦課期日前に変更登録（名義変更・抹消・転出等）済の自動車や非課税の自動車に対する申請や、登録年月日の記載誤りが複数見受けられます。十分ご確認ください。

★東京都は、現地調査等による中古商品自動車の確認を行っています。ご協力をお願いいたします。

### 6. 提出場所

東京都都税総合事務センター 自動車税課

〒176-8509 東京都練馬区豊玉北6-1 3-10

（問い合わせ先）TEL 03-5946-6783

## 中古商品自動車 自動車税（種別割）減免申請チェックリスト

区分	項目番号	チェック項目	チェック <input checked="" type="checkbox"/>
登録情報等について	1	古物営業法の規定により、自動車について古物営業の許可を受け、古物台帳に記載していますか。	<input type="checkbox"/>
	2	賦課期日（4月1日）現在、所有されている車両ですか。 ※自動車登録ファイルに所有者及び使用者として登録されている車両であることが必要です。 ※4月1日現在 <u>名義変更・抹消・転出</u> 等している車両は対象になりません。	<input type="checkbox"/>
	3	所有者と同一でない使用者が登録されていませんか。（所有権留保車を含む。） ※所有者と使用者が同一でない場合、減免対象なりません。	<input type="checkbox"/>
	4	新規登録( <u>新車新規・中古新規</u> )の車両ではありませんか。 ※新規登録(新車新規・中古新規)の車両は <u>申請対象外</u> です。	<input type="checkbox"/>
	5	商品として所有し、展示していますか。 ※ <u>社用車、代車用車両、貸渡自動車（レンタカー）、軽自動車、他県登録車両</u> はいずれも減免対象外です。 ※商品として展示していない場合、 <u>人や物の移動に使用する等運行の用に供した場合は、減免の対象外</u> です。 ★東京都は、現地調査等による中古商品自動車の確認を行っています。ご協力ください。	<input type="checkbox"/>
納付状況等について	6	所有する <u>すべての自動車</u> の自動車税(種別割)を <u>納期限（5月末）</u> までに納付していますか。 ※ <u>減免申請した自動車以外の自動車（自社使用車等）</u> を含みます。 ※納期限までに納付していない自動車が1台でもあった場合は、 <u>すべての自動車</u> について、減免が不許可になります。	<input type="checkbox"/>
	7	抹消済の自動車について、納期限（5月末）までに年税額または月割額を納付していますか。	<input type="checkbox"/>
	8	自動車税（種別割）に係る徴収金を滞納していませんか。	<input type="checkbox"/>
	9	都税( <u>自動車税以外も含みます</u> )に関して、 <u>罰金以上の刑に処せられた方または通告処分(科料に相当する金額に係る通告処分を受けた方</u> )は、減免申請期限時点でのその刑の執行が終わった日または通告の旨を履行した日から <u>3年</u> を経過していますか。	<input type="checkbox"/>
	10	都税( <u>自動車税以外も含みます</u> )に係る <u>滞納処分を受けた方</u> は、減免申請期限時点での滞納処分の日から <u>2年</u> を経過していますか。	<input type="checkbox"/>

上記すべての項目をチェックし、減免申請の要件を満たしていることを確認しました。

